

個人向けインターネットバンキングご契約者様 各位

香川県信用組合

「けんしんインターネットバンキングご利用規定」の一部改正実施について

平素は、当組合の個人向けインターネットバンキングサービス「けんしんインターネットバンキング」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、「けんしんインターネットバンキングご利用規定」につきまして、一部改正を実施いたします。

改正実施日および改正内容につきましては下記のとおりでありますので、ご契約のお客さまにおかれましては、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正実施日

令和4年1月4日（火）

2. 改正内容

【新旧対照表】

改正後	現 行
1. ～13. —略— 14. 届出事項の変更 (1) —略— <u>削 除</u> <u>(2) 前記(1)に定める・・・以下</u> —略— 15. 解約等 (1)～(3) —略— <u>削 除</u>	1. ～13. —略— 14. 届出事項の変更 (1) —略— (2) <u>変更事項の届出がない場合の取扱い</u> <u>(3) 前記(1)に定める・・・以下</u> —略— 15. 解約等 (1)～(3) —略— (4) <u>サービスの停止</u> <u>契約者に以下の事由がひとつでも生じたときは、当組合はいつでも、契約者に事前の通知をすることなく本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を停止することができます。</u> <u>① 1年以上に渡り本サービス利用がない場合</u> <u>② 契約者が当組合の取引規定に違反した場合等、当組合がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合</u>

(4) 強制解約

契約者に以下の事由がひとつでも生じたときは、当組合はいつでも、契約者に事前に通知、催告することなく本契約を直ちに解約することができます。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、その他類似の法的手続の開始の申立があったとき
- ② 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
- ⑤ 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- ⑥ 本規定や当組合が定める他の取引規定に違反する等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑦ 本サービスを不正利用したことが判明したとき

16. ～24. ー略ー

(5) 強制解約

契約者に以下の事由がひとつでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができます。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、その他類似の法的手続の開始の申立があったとき
- ② 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき
- ③ 相続の開始があったとき

追 加

16. ～24. ー略ー

以 上